

令和元年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和元年6月12日 開会

令和元年6月18日 閉会

高山村議会

令和元年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月12日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○陳情書等について	37
○休会について	37
○散会の宣告	37

第 2 号 (6月18日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39

○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	39
○事務局職員出席者	40
○開議の宣告	41
○委員会報告	41
○付託陳情書審査結果報告	46
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○一般質問	53
6番 山口英司君	53
5番 野上富士夫君	55
1番 後藤明宏君	57
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	60
○議員派遣について	60
○閉会の宣告	61
○署名議員	63

令和元年高山村議会第2回定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月12日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成30年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 令和元年度高山村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第 5号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第 6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第 7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 陳情書等について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい 課長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君
建設課長	飯塚欣也君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	割田信一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。
ただいまから令和元年高山村議会第2回定例会を開会します。
-

◎村長挨拶

- 議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。
村長。

- 村長（後藤幸三君） おはようございます。

本日はお忙しい中、令和元年高山村議会第2回定例会に議員全員の出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は報告第1号 平成30年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第1号 高山村税条例の一部改正についてから議案第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算についてまでをご審議いただきます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開議の宣告

- 議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録の署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、林和一議員及び4番、後藤肇議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間としたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間と決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第3、報告第1号 平成30年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 平成30年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度におきまして可決いただきました本件につきましてご報告を申し上げます。

内容でございますが、平成30年度において、事業が終了できなかったものを翌年度へ繰り越しをお願いしたいものでございます。

2款1項総務管理費、事業名、道の駅駐車場整備事業でございますが、工期を8月6日までとし、現在事業を進めているところでございます。

次に、3款1項社会福祉費、事業名、プレミアム付き商品券事業でございますが、これにつきましては、6月の住民税が確定次第、システム改修を実施することとなります。

次に、10款1項教育総務費、事業名、学校施設等冷房設備対応臨時特例交付金事業につき

ましては、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ6月中には整備が完了するものとなっております。

また、2項小学校費、事業名、高山小学校社会科副読本作成事業につきましては、現在関係者により事業を進めているところでございます。

以上を申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第1号 高山村税条例の一部改正について議題とします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号ですが、平成31年3月29日に交付され、同年4月1日に施行された上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容ですが、本年10月1日から新たに導入される軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定の整備でございます。

改正の内容につきましては、税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 税務課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） それでは、議案第1号 高山村税条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊の新旧対照表とあわせてごらんいただければと思います。

今回の改正につきましては、先ほどの村長の提案理由で申しましたが、上位法令でございます地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、説明に入ります。議案書は4ページ、新旧対照表を1ページから2ページにかけてごらんをいただければと思います。

それでは、最初に、4ページの最初の改正条項になります。

本文の附則第15条の2に3項を加える規定でございますが、地方税法、以下「法」と言わせていただきます。地方税法附則第29条の9軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございますが、こちらの改正に伴う税条例の改正となります。

そこで、同条第2項から第4項につきましては、令和元年10月1日に廃止される自動車取得税にかわって、新たに導入される環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

これは、平成28年に発生した、某自動車メーカーの燃費不正試験問題に起因いたしまして、納付不足額が生じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例を定めるものでございます。なお、不正を行ったものを3輪以上の軽自動車の取得者とみなし、徴収すべき環境性能割に10%を加算した額を県知事が徴収するという内容となっております。

次に移ります。

ただいまご説明申しました附則第15条の2を附則第15条の2の3に改め、附則第15条の次に加える2条のうち、最初の第15条の2でございますが、法附則第29条の8の2軽自動車税の環境性能割の非課税の規定の改正によるもので、消費税率引き上げに伴う対応といたしまして、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間をいいます。この特定期間に自家用軽自動車を取得した場合、1%課税対象者の環境性能割の税率を1%軽減し、非課税とする規定となっております。

議案書のほうの5ページに移ります。

附則第15条に加える2つ目の条項です。第15条の2の2、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例の規定でございますが、日本赤十字社が所有する軽自動車につきまして、環境性能割を非課税とするものでございます。この規定は、当分の間、賦課徴収を行う県と市町村間で取り扱いを合わせる必要があるためでございます。

なお、今回の改正を可決決定いただきましたならば、県と各市町村で軽自動車税の環境性能割の非課税に関する協定を締結する予定となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

新旧対照表の3ページになります。

それでは、次に、新たに加える附則第15条の6第3項でございますが、法附則第29条の18軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定の改正によるものでございまして、先ほどの第15条の2同様に消費税率の引き上げに伴う対応として、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間でございますが、この期間に自家用軽自動車を取得した場合、2%課税対象車の環境性能割の税率を1%分軽減し、税率を1%とする内容となっております。

議案書5ページから6ページにかけてごらんをいただければと思います。

新旧対照表は3ページから5ページにわたってごらんいただければと思います。

それでは、次の附則第16条第1項は文言を整備し、そして同条に加える同条第2項から第4項でございますが、新たに導入される軽自動車税の種別割——3輪以上の軽自動車の種別でございます——について令和2年度及び令和3年度分の軽減課税、グリーン化特例と呼びますが、この軽減課税を新設するものでございます。

まず、同条第2項は、この対象車両が電気自動車等になります。この同条第2項は平成31年4月1日から令和3年3月31日の2年間に取得した軽自動車に係る種別割を75%軽減する規定となっております。

次の同条第3項につきましては同様に燃費基準ですね、2020年燃費基準プラス30%達成車というのが対象になりますが、こちらは第3項につきましては、50%を軽減する規定となっております。

次の同条第4項でございますけれども、こちらは燃費基準2020燃費基準プラス10%を達成した車につきましては、25%を軽減する内容となっております。

なお、第2項から第4項の表の見方でございますが、それぞれの表の一番左の欄でございますけれども、これが種別でございます。第2号ア(イ)、これが3輪の車を対象としております。それから下段の第2号ア(ウ) a、これが4輪の乗用の営業用の車、その下段が4輪の乗用の自家用の車を指してございます。それから、その下段になりますが、第2号ア(ウ) b、4輪の貨物の営業用の車、下段が4輪の貨物の自家用の車を示してございます。

中段の金額が通常の税率でございまして、右側の金額が軽減後の税率というふうにごらん

いただければと思います。

6 ページの下段になりますが、附則になります。第 1 条につきましては、今回の改正条例の施行期日を定めてございます。第 2 条につきましては、軽自動車税に係る経過措置をそれぞれ規定してございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号 高山村税条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 1 号 高山村税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 5、議案第 2 号 高山村介護保険条例の一部改正について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 2 号 高山村介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の

一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、高山村介護保険条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、元号の修正および平成31年度及び令和2年度における低所得者の保険料を軽減強化する改正となります。

詳細については、住民課長から説明させますので、慎重に審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、高山村介護保険条例の一部改正について、補足の説明を申し上げます。

提案理由の説明と重複する説明がありますが、ご了承ください。

議案書は8ページ、新旧対照表は6ページになります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴い、本条例で規定している保険料について、低所得者の保険料の軽減を強化する改正となります。

介護保険料は、3年ごとに見直しを行っており、現在の保険料は、第7期高山村介護保険事業計画で定められています。

今期の計画期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間で、標準保険料率を6万9,600円とし、低所得者側の第1段階で3万4,800円から、高所得者側の第9段階で11万8,400円と、所得等に応じて9段階の保険料を設定しています。

今回の改正により、平成27年度から実施している低所得者の保険料軽減制度を、ことし10月に予定されている消費税10%の引き上げに合わせ、さらに軽減を強化するものとなります。

現行の軽減制度は、所得段階が1段階の方のみの軽減ですが、改正後は1段階の方はさらに、2段階、3段階の方は新たに軽減の対象となります。

第1段階は、世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方となります。

改正前の保険料は年額3万4,800円ですが、現行の軽減制度により3万1,400円としています。改正後は2万6,100円に軽減されます。

第2段階は、世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方となります。

改正前の保険料は5万2,200円ですが、改正後は4万3,500円に軽減されます。

第3段階は、世帯全員が村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方となります。

改正前の保険料は、第2段階と同じく5万2,200円ですが、改正後は5万500円に軽減されます。

また、今回の保険料の軽減強化については、平成31年度が半分実施、令和2年度で完全実施と、段階的に軽減する予定となっておりますが、消費税の引き上げがまだ正式に決定されていないことから、今回の改正では平成31年度分の半分実施の分を改正としています。

予定通り10月に消費税の引き上げが行われた場合は、令和2年度分の軽減については完全実施となる見込みとなっておりますので、再び改正をすることになります。

なお、この改正により、減収となった保険料については、国・県、市町村の公費により補填することになります。

最後になりますが、施行期日等ですが、この条例は交付の日から施行し、平成31年4月1日から適用となります。

また、経過措置ですが、今回の保険料の改正については、平成31年度の分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前のおりとなります。

以上で補足の説明を終わりにします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本条例は、低所得者の保険料を減額するというものであり、その保険料を軽減強化するものと認めまして、賛成いたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 高山村介護保険条例の一部改正について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号 高山村介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第3号 高山村村営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村村営住宅管理条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の村営住宅の管理条例の一部改正は、入居希望者の多様化及び今後の管理を行う上で、県の指導を受けて一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、公営住宅法の一部改正及び今まで規則、内規等で取り決めてありましたものを条例に明文化するものでございます。

今回の改正では、子育て世帯の入居資格に関する規定を拡充させていただいております。

また、入居手続に関する規定において、請書を賃貸契約書に改めさせていただくものと、住宅の単身高齢者の入居者が増加傾向にあることから、連帯保証人のほかに、身元引受人に関する規定を追加させていただいております。

その他として、村営住宅における禁止行為に関する規定を新たに加え、修繕に支障がある行為の禁止、動物飼育の禁止、増改築及び目的外使用の禁止を条例に明記し、適正な住宅管理を行っていく所存でございます。

なお、改正の詳細につきましては、建設課長に説明させますので、慎重なご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） お世話になります。

高山村村営住宅管理条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

高山村村営住宅管理条例（平成9年高山村条例第25号）の一部を次のように改正するものでございます。

議案書は10ページ、新旧対照表は7ページをごらんください。

目次につきましては、県の条例を参考に改正で村営住宅の管理の章を細分化し、3章に分け、章ごとにわかりやすく改めたものでございます。

第2章は、細分化したことに伴う文言の訂正となっております。

なお、ご説明の前に、条例の条文につきましても、県の条例を参考に文言の訂正をさせていただきますことをご案内させていただきます。

第3条第1項につきましては、「掲示」の次に「インターネット」の文言をつけ加えるものでございます。

議案書は同じく10ページ、新旧対照表は8ページをごらんください。

第4条につきましては、公募の例外として、7号として「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者（第6条第4項において「居住制限者」という。）であること。」を加えたものです。

8号及び9号につきましては、7号を加えたことに伴う号ずれとなっております。

第5条入居者資格等及び第6条入居者資格の特例につきましては、入居者資格等と入居者資格の特例が混在して条例に明記してあったため、資格等と特例の見直しをさせていただきますことをご案内させていただきます。

見直しを行ったことにより、第5条第1項の規定につきましては文言の訂正を行い、第6条第1項に新たに明記をさせていただきました。

第5条1号につきましては、ア、イを新たに加え、より明確に入居者資格等を拡充させていただきますことをご案内させていただきます。

議案書は11ページ、新旧対照表は8ページ及び9ページをごらんください。

第5条2号、ア、イ、ウにつきましては、従前と金額の変更はありませんが、条例に金額を明記したものです。

第5条5号及び6号につきましては、入居の際のトラブル防止のために新たに条例につけ加えるものです。

第5条2項、3項、4項につきましては、同条第1項の例外規定並びに例外規定の入居者

の手續となっております。

議案書は12ページ、新旧対照表は10ページをごらんください。

第6条につきましては、入居者資格の特例として、新たに1項として特定の災害の被災者については、3年間第5条において同居及び所得並びに滞納等を満たしているとみなす規定をつけ加えております。

2項、3項につきましては、1項をつけ加えることによる項ずれとなります。

議案書は12ページ、新旧対照表は11ページをごらんください。

4項につきましては、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する被災者についての入居資格の特例となります。なお、ここでいう被災者とは、避難指示区域に居住していた者となります。

第7条につきましては、第1項中の「ところにより」の次に「村長に」をつけ加えております。また、入居の際のトラブル防止のために、新たに第2項をつけ加えるものです。

議案書は13ページ、新旧対照表は同じく11ページをごらんください。

第8条につきましては、見出しを「入居予定者の選定」に改めるものでございます。

また、第1項中の「入居者を決定する」を「当該村営住宅への入居の予定者（以下「入居予定者」という。）を選定する」に改め、同条第2項中では、「母子」の次に「及び父子」を加え、「決定」を「選定」に。また、同条第3項中では、「第1項または第2項」を「前2項」にそれぞれ文言を改めるものでございます。

議案書は同じく13ページ、新旧対照表は12ページをごらんください。

同条第4項中では、「入居者を決定」を「入居者を選定」に、また「入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）」を「入居予定者」に改め、同条第5項中では、「入居決定者」を「入居予定者」にそれぞれ文言を改めるものでございます。

第9条につきましては、第1項中の「入居者を決定」を「入居者を選定」に。また、「入居決定者」を「入居予定者」に改め、同条第2項中では、「入居決定者」を「入居予定者」に、「第1項」を「前項」に、「決定」を「選定」にそれぞれ文言を改めるものでございます。

第10条につきましては、第1項中の「入居決定者」を「入居予定者」に改め、同項第1号中の「請書」を「賃貸借契約書その他規則で定める書類」にそれぞれ文言を改めるものでございます。また、第3号を新たに設け、第5条の入居者資格等で定義させていただいた老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある方からは、身元引受人1人の誓約書を

提出いただくものでございます。

議案書は同じく13ページ、新旧対照表は13ページをごらんください。

同条第2項中では、「入居決定者」を「入居予定者」に。また、同条第3項中では、「請書」を「賃貸借契約書」に。同条第4項及び第5項中では、「入居決定者」を「入居予定者」にそれぞれ文言を改めるものでございます。

第11条につきましては、第1項第3号中の「入居決定者」を「入居予定者」に。また、同条第2項中の連帯保証人の次に、「又は身元引受人（以下、この条において連帯保証人等という。）」と加え、「当該連帯保証人」を「当該連帯保証人等」に、「新たな連帯保証人」を「新たな連帯保証人等」に改め、同条第3項中の「連帯保証人」を「連帯保証人等」にそれぞれ文言を改め、並びに字句をつけ加えるものでございます。

第45条を48条とし、第44条を47条とし、第43条を第46条とする。この文言は、途中で条文を新たに3条つけ加えるため、繰り下げするものとなっております。

なお、例規の改正手法により、次ページ以降の記載が大変煩雑となっておりますので、以降の説明は新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表は14ページをごらんください。

第13条の次に次の章を付するものでございます。

第3章、住宅家賃、敷金等は、改正で村営住宅の管理の章を細分化したことにより、新しく明記されるものでございます。

第14条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

第17条につきましても、条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は15ページをごらんください。

第19条では、第1項中の「次条第2号に規定するもののほか、軽微な修繕その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用等を除く」を削るものでございます。

第20条では、第2号中の「小修繕、畳の表替え、破損ガラスの取り替え、障子及びふすまの張り替え等」を、「使用中における損耗又は破損に係る小修繕」に改めるものでございます。

第20条の次に、次の1章及び1条を加えるものでございますが、改正で村営住宅の管理の章を細分したことにより、新たに第4章、禁止行為等を明記したものでございます。

また、第21条につきましては、修繕に支障がある行為の禁止等の条を新たに付け加えたものでございます。

また、第22条を削り、第23条を24条とし、第24条を第25条とし、同条の次に次の1条を加えるものでございます。

新旧対照表は16ページをごらんください。

第22条につきましては、前条をつけ加えたことによる条ずれとなります。

第23条につきましては、動物の飼育の禁止の条を新たにつけ加えたものでございます。

第24条及び第25条につきましては、前条をつけ加えたことによる条ずれとなります。

新旧対照表は17ページ、18ページをごらんください。

第26条につきましては、増改築及び目的外使用の禁止の条を新たにつけ加えたものでございます。

第27条につきましては、前条をつけ加えたことによる条ずれとなります。

また、第2号中の「し、又は増築」を削り、同号を同項第1項とし、同号の次に2号として「村営住宅の改造が必要な工事を伴う設備等の設置をするとき」をつけ加え、同項第2項中の「べき」を削るものでございます。

第28条については、村営住宅の返還の条を新たにつけ加えるものでございます。

第28条の次に5章及び1条を加えるものでございますが、改正で村営住宅の管理の章を細分したことにより、新たに第5章、収入超過者に対する措置等を明記したものでございます。

第29条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は19ページをごらんください。

第30条から32条につきましては、条ずれとなります。

第33条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

第34条につきましては、条ずれとなります。

第35条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は20ページをごらんください。

第36条につきましては、収入状況の報告の請求等の条を繰り上げ、全文を改めるものでございます。

第37条につきましては、見出し中の「立替」を「建替」に改めるものでございます。

条文につきましては、同項後段中の第30条第2項を同項に改めるもので、そのほかは条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は21ページをごらんください。

第38条につきましては、条ずれとなります。また、条文中の「立替」を「建替」に改める

ものでございます。

第39条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は、22ページをごらんください。

第40条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

第41条につきましては、条ずれとなります。

第42条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

新旧対照表は、23ページ、24ページをごらんください。

第6章については、見出しを細分したことによる章ずれとなります。

第43条中につきましては、条ずれとなります。また、第3号を削り、同条第4号中の「601,000円」を「487,000円」に、「200,000円」を「158,000円」に改め、同号を同条第3号とするものでございます。なお、金額の改めは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定める所得の基準に合わせた改め文となっております。

新旧対照表は、24ページをごらんください。

第41条につきましては、条ずれとなります。

第45条につきましては、条ずれによる改め文となっております。

第7章につきましては、見出しを細分化したことによる章ずれとなります。

第46条から第48条につきましては、条ずれとなります。

議案書の16ページ下段をごらんください。

附則で、この条例は、公付の日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林和一議員。

○3番（林 和一君） ただいまの説明の中で、第10条第1項に、第3号の追加ということで、身元引受人の項目が追加されているようでございますけれども、この身元引受人というのが、親族はもちろんだと思うんですけども、それ以外どの範囲まで認めていくのかということが問題になろうかというふうに思います。

というのは、これから先に本村に縁故がないこういう方が単身でみえて、住宅の入居利用をするということも考えられるかというふうに思います。そうした場合に全く身寄りもない、それから知り合いもないというようなことが想定されますけれども、その辺でどの程度まで許容されるかお聞きいたします。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 林議員のご質問でございます。

村営住宅の身元引受人を今回条例に新たに明記させていただいた主な原因でございますが、村営住宅の単身高齢者の入居が増加傾向にあるというのが前提でございます。こちらにつきましても、県のほうと3月から協議を行っておりまして、県のほうもこの身元引受人をいただいているというものでございます。

村営住宅につきましては、高山村の村民以外の方も当然入居をされるケースが多いわけでございます。高山村の村営住宅は戸建てで平屋で、高齢者の方は他町村のアパート式の住宅よりも高山村の村営住宅を、好むという表現ではちょっと失礼かと思いますが、高山村の村営住宅は戸建てなので、入りたいという希望が大変多くなっております。

しかしながら、村営住宅に入らせていただくときに、保証人1名をいただいただけでは、他の町村から高山村の村営住宅に入居される方はほかに移らないで、表現が正しいかどうかわかりませんが、ついの住みかとなる方が多くなってきております。そのような観点からこの身元引受人を、入居を希望するときをお願いをしたいというもので、今回条例に入れさせていただいたものでございます。

これにつきましては、入居者に、条例で明記をしてございますということで、新たに入居を希望される方をお願いをしていきたいという。縁故のない方という、先ほどお話がございましたが、そういう方につきましては、またそういうケースがございましたら、庁内でまた入居が、村営住宅に入居、あくまでも、何ていうんですか、高齢者向けの住宅ではございませんので、それが適しているかどうかというのは、判断を今後していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに。

9番、小林進議員。

○9番（小林 進君） 新旧対照表の15ページ、19条と20条、これが削除されているようでございます。そしてここに19条では、軽い修繕、その他の施設の構造上重要じゃないの部分の修繕に要する費用等を除くということがありますが、これ、19条、20条が削除されている。この下の20条などはふすま、障子の張りかえ等、ここでの除くということは、なぜこれを、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 小林議員のご質問に答えさせていただきます。

20条の文言から「小修繕、畳の表替え、破損ガラスの取り替え、障子及びふすまの張り替え等」を除いた原因でございますが、こちらにつきましては、民法の改正によりまして、今、民間の賃貸住宅でトラブルになっているケースでございます。一般的には、経年劣化による修繕につきましては、退去時に入居者の方が修繕をするのではなく、貸主が直すというのが今の民法の解釈で申し上げますと、貸主が、あくまでも経年劣化でございますが、貸主が修繕を行うということになっているようでございます。

こちらのほうも県のほうからご指導いただきまして、勉強をさせていただきまして、条例に明記したわけでございますけれども、今年度中には群馬県中全ての公営住宅を管理する市町村でこの文言が消えることと思います。

ただ、全員協議会の席でも申し上げさせていただきましたが、当然、入居者の過失による破損等につきましては、入居の際に必ずご説明をして、過失によるものにつきましては、入居者が費用を持っていただくというのは明記をした契約書を作る予定でございます。

今までですと、例を申し上げますと、今までは1カ月、2カ月住んでも、畳、ふすま、障子は全部取り替えていただいております。そういうものをなくして、使えるものは、次に入っていただくときにあくまでも掃除程度で入っていただく、今後はそのような形になろうかと思っております。

修繕等につきましては、あくまでも経年劣化によるものは村で修繕をしていくということでご理解をいただければと思います。その他、過失により入居者が壊したものは、当然退去の際に修繕をしていただいて、退去していただく予定でございます。

○議長（林 昌枝君） 9番、小林進議員。

○9番（小林 進君） ちょっとよくわからないんですけれども、これ、要は入居者が例えばこの一番、例えば、障子が破れました、子供がこうやるから。それは今までは、じゃ、そういうものは入居者が修理をして出ていくのを、それを排除するということは、それはしないでもいいという考え方でいいんですか。障子を破れたものを直さなくても出ていくときはいいですよという、そういうことでいいんですか。

それとも、今まではそういうものは、今度はやぶれたものは村で直しますよという考え方でいいのか、入居者がちゃんと直してくださいというのが、今までのやり方だったのかということをおちょっと説明して下さい。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） ケースバイケースになろうかと思っております。

障子については、今、議員が申し上げたように、穴があいていれば張りかえていただきます。それで、この内容につきましても、あくまでも経年劣化の場合につきましても、村のほうで直していくということで、今、障子に穴があいたというご発言がございましたが、それは直していただくような形になります。

あくまでもそれは入居者が過失で穴をあけたということでございます。退去の際に必ずお互いに入居者と村のほうで退去をする範囲を決めて、今までは畳の表がえ、ふすまの張りかえ、障子は全て修繕をしていただいたわけでございますけれども、経年劣化の部分につきましては、今後は村が修繕をするということでご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 自分が何でこんな質問をしたかということ、20条のところに、次の各号に掲げる費用は入居者の負担とすると書いてあるんですね。金額的には大したことはないんでしょうけれども。この入居者の負担とするというものが消えているということは、入居者はこれをしなくてもいいのかなというとり方をしたんです。

そして、上の、今度は逆に、「（附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用等を除く。）は、村の負担とする」というものもこれ消えている。村が負担しなくてもいいのかな。この辺のところをちょっと質問したかったんですが、まあ、それは話し合いでということだったら、それでよろしいんですけども、自分の思いだと、この入居者の負担とするというのを消したということは、やりっぱなしで出ていってもいいのかなというとり方をしちゃったものですから、質問を、こういう質問をさせていただきました。

その辺のところを、ちょっと今の説明では理解ができなかったものですから、また後々、伺うことがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 条例とは直接関係ないようなんですけども、今の村営住宅の入居状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） ただいま村で管理している住宅でございます。村営住宅は、今現在8体を解体しておりますので、70……。申しわけありません。今の村営住宅の管理状況でございますけれども、入居者がどのような……

〔「入居状況」と呼ぶ者あり〕

- 建設課長（飯塚欣也君） 単身高齢者が9戸でございます。高齢者世帯が2戸でございます。子育て世帯が22戸でございます。そのほかにつきましては、一般の世帯となっております。住宅でございますが……

〔発言する者あり〕

- 議長（林 昌枝君） 佐藤議員。
- 2番（佐藤晴夫君） どのぐらいの入居状況、満杯か、あいているところはあるか、そこだけがいいのでよろしくをお願いします。
- 建設課長（飯塚欣也君） すみません。大変申しわけございません。

村営住宅の今の空き状況でございますが、中山団地で2戸、尻高第2団地で2戸、計4戸の住宅があいております。

大変申しわけございませんでした。

- 2番（佐藤晴夫君） わかりました。
- 議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤肇議員。

- 4番（後藤 肇君） これから建てかえとかそういうものをちょっと検討しているか、大分村営住宅に関しても経過年数が経っていますので、その辺予定されていることがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいかなと思います。

- 議長（林 昌枝君） 村長。

- 村長（後藤幸三君） 村営住宅につきましては、30年を過ぎようとしております。劣化も結構進んでおりますので、あるいはまた、村の職員20名ぐらいが村外に住んでいるということでもありますので、新築も視野に入れて考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

- 議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

- 4番（後藤 肇君） ……になろうかと思うんですけども、その新築のときには、やはりある程度これからの若い人の意見とか、そういうものをかなり取り入れて、ただつくるだけですとなかなか入っていただくのは、用途とかあれによって変わってきますので、ぜひご希望なりアンケートをとっていただいて、つくっていただきたいと考えています。

- 議長（林 昌枝君） 村長。

- 村長（後藤幸三君） それに関しては、かなりモダン性が必要かと思っております。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 高山村には相当数の村営住宅がありまして、入居者はさまざまな人がいようかと思えます。過去においては、いろいろな問題も発生をいたしましたけれども、現在問題を抱えている入居者の戸数といえますか、件数等がありましたら、主に廃棄物の宅地内集積、あるいはペットの飼育等は過去にはありましたけれども現在の状況は、そういった該当事例がありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 野上議員のご質問でございます。

確かに、以前につきましては、住宅を住宅以外のものに使っていた方もいらっしゃいました。ペットも飼っていた方がいらっしゃいました。今回、新たに条例に加えさせていただいたのも、そういうことが今後発生したときに、より強力な条例で制限ができることで加えさせていただいたわけですが、私が聞いております限り、問題を起こしている住宅の入居者の方は今現在はおりません。それで、ちょっとご質問とは関係はございませんが、今現在村営住宅にいる人は、滞納している方も一人もいらっしゃらないということを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 先ほど、8棟の住宅を今解体中ということを行いましたけれども、その後、建てかえというのは考えていらっしゃるんですか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） そこについては、今後、周りの住宅をどうするかということがありますので、それと同じような形態をとったほうがいいのではないかとこのように考えておりました、そんなに遠くない将来、計画したいというふうに思います。

それで、解体の後はしばらくは、その現状のままでということになるかと思えます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 村の人口増加対策で、政策として村営住宅の建設を進めてきたわけですが、それらについても相当の効果がありまして、一時は中山間地にもかかわらず、人口も一時増加をしたわけでございますけれども、経年劣化が進みまして、また建てかえをしなければならない住宅等もあろうかと思えます。

住宅の管理につきましては、条例に規定をされて、より適正な管理がされるものかと思えますけれども、さまざまな入居者があろうかと思えますけれども、今後の高山村の発展に村営住宅は欠かせない村の大事な財産でございます。

適正な管理をお願いいたしまして、賛成といたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

ほかに討論はありませんか。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 私のあれは賛成反対ということではなくて、先ほど村長が何件か古くなったところを、あとの予定がない、今のところをこわしてという答弁ありました。

実は、渋川の御幸田に相当数のアパートを持っている人がいまして、その人と話をする機会がありまして、一戸建てというのは本当に手がかかる。そして、本当はワンルームマンションとかああいうものを建てると、シロアリ駆除とかそういうものもなくなる。そして退去した後、こういうクロスを張りかえるだけでもう真新しくなっちゃう。本当に経費がかからないということを聞いた覚えがございます。

今後、もし建てるようなことがあったら、そんなようなんで、3階建てとか、同じ敷地で3階建てで、横に3軒並べば9軒、そういう考え方もあるかと思うんですが、これは提案ということでございますが。ひとつその辺のところも考えていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 高山村村営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号 高山村村営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり

可決されました。

暫時休憩といたします。

再開を11時20分をお願いいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第4号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,044万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,344万5,000円といたしたいものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず、歳入につきまして、プレミアム付き商品券事業関連による増額及び高山揚水場廃止協議事前調査費について、基金から繰り入れによる増額等、また、本補正に対する財源不足を補うため、財政調整基金からの繰り入れをそれぞれお願いするものでございます。

次に、歳出につきましては、人件費において、4月の人事異動等に伴う補正をお願いするとともに、事業費において主な内容といたしまして、総務費では熊野公民館の敷地造成工事費を、民生費においてプレミアム付き商品券の販売に伴う事業費を、農林水産事業費において、高山揚水場の廃止に向けた協議をするための事前調査費を、それぞれ増額をお願いする

ものでございます。

主な補正の内容につきましては、以上のとおりとなりますが、補正予算の詳細な内容につきましては、総務課長より説明をいたします。

議員各位には、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 補足説明をさせていただきます。

議案第4号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページでございますけれども、これにつきましては、第1条について歳入歳出予算の補正についてでございます。

それでは、内容の説明でございます。

事項別明細書の8ページからご説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、2節介護保険国庫負担金において、介護保険低所得者の保険料の軽減に伴う公費負担増により増額となります。また、5節子どものための教育・保育給付費国庫負担金において、これは管外広域保育の委託に伴う増額となります。

2項2目民生費国庫補助金では、3節プレミアム付き商品券事業補助金におきまして、その事業に伴う補助金の増額となります。

3目衛生費国庫補助金につきましては、感染予防事業費及び母子保健衛生におけるそれぞれ補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、16款県支出金、1項1目民生費県負担金では、先ほど15款国庫支出金で申し上げました同様の事業による増額となっております。

9ページをごらんいただきます。

2項5目農林水産業費県補助金では、県民参加型特別対策鳥獣被害防止施設整備事業の増加に伴う増額となります。

次に、19款繰入金の2項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正に伴う財源不足を補うための増額補正をお願いするものでございます。

2目上州高山ふるさと基金繰入金では、充当する事業といたしまして、こちらには記載されておりませんが、むらの中心地づくり事業に4万円、賑わい交流事業に12万円、子育て支援センター運営事業に8万円、里山森林環境整備事業に5,000円がそれぞれ充当されること

となつてございます。

次に、3目農業用水水源施設等管理基金繰入金は、高山揚水場廃止協議事前調査実施に伴う財源となるものでございます。

5目飲料水水源施設等管理基金繰入金では、権現配水池ボーリング工事に関連する事業の財源となるものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思ひます。

21款諸収入、4項1目雑入では、3節民生費雑入において、プレミアム付き商品券の販売収入の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。

村長のご説明にございましたとおり、人件費におきまして、4月の人事異動等による増減となるものでございます。

それぞれの款項の詳細な人件費の説明につきましては、割愛をさせていただきたくご理解のほどお願い申し上げます。なお、人件費の一般会計における補正額は57万3,000円の減額となつてございます。また、特別会計を含めた人件費補正総額は307万4,000円の減額補正となります。この減額の大きな要因といたしましては、早期退職職員1名分の減額が大きな要因となつてございます。

それでは、11ページからのご説明となります。

2款総務費、1項1目一般管理費、ページの右側の説明欄にございます、下から2番目の丸、総務事務費では、県庁への派遣職員1名分の職員駐車場の借り上げ料の増額をお願いするものでございます。

12ページをごらんいただきます。

3目会計管理費におきまして、臨時職員賃金を、また、耐火金庫に修繕が必要となったことにより、それぞれの増額をお願いするものでございます。

4目財産管理費では、普通財産管理事業におきまして、熊野公民館の建設に伴う敷地造成工事費の増額をお願いするものでございます。

5目企画費、13ページ、12目地域づくり推進費におきましては、財源充当の振替となります。

次に、14ページをごらんいただきます。

2目老人福祉費では、介護保険事業で特別会計への繰出金の増額をお願いするものでございます。

次、15ページをごらんいただきたいと思います。

9目プレミアム付き商品券事業では、プレミアム付き商品券の販売に伴う関連事業費の増額をお願いするものでございます。

次に、3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、財源充当の振替を、16ページをごらんいただきたいと思います。保育運営事業費におきまして、管外保育の委託事業の増額をお願いするものでございます。

17ページをごらんいただきます。

2目保健予防費では、感染予防事業において風疹の追加的対策に伴う事務委託を、母子保健事業においては妊婦健康診査等産後ケアに伴う費用を、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項2目農業総務費では、18ページをごらんいただきます。農業用水事業特別会計繰出金におきまして、高山揚水場廃止協議事前調査実施に係る事業費の繰り出しを、また、3目農業振興費では、有害鳥獣対策事業において電気柵に係る補助金を、それぞれ増額をお願いするものでございます。

19ページをごらんいただきます。

2目林業振興費では、里山森林環境整備事業においては、財源充当の振替をお願いし、治山・林道管理事業において、林道定期点検業務委託料の増額を、また、県単林道事業において、工事費から設計積算委託費へ振替をお願いするものでございます。

次に、7款商工費、1項3目観光総務費では、観光施設維持管理事業において、20ページをごらんいただきます。ふれあいプラザ露天風呂ろ過機修繕等突発的修繕料の増額を、また、4目道の駅整備事業費では、道の駅整備事業において、駐車場の埋立地、墓地の移設等にかかる事業費の増額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費では、簡易水道事業特別会計及び水をきれいにする事業特別会計への繰出金の増額をそれぞれお願いするものでございます。

21ページをごらんいただきます。

2項4目橋りょう維持費では、橋りょう長寿命化事業において、橋りょう補修設計に係る増額をお願いするものでございます。

22ページをごらんいただきます。

9款消防費、1項1目消防費では、消防団運営費において消防団員の報酬額の減額をお願いするものでございます。

25ページをごらんいただきます。

10款教育費、6項2目文化財保護費では、埋蔵文化財事業において埋蔵文化財包蔵地の試掘に係る事業費の増額をお願いするものでございます。

26ページをごらんいただきたいと思います。

13款諸支出金、1項1目基金費では、上州高山ふるさと基金、これは過年度分につきまして、最終補正後の寄附に伴う増額をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。ページと款項目をお願いいたします。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 25ページなんですけれども、文化財の試掘というのをやるということで、前もって説明を受けたわけなんですけれども、この最初やってみなければわからないという部分はあろうかと思うんですけれども、最初、試掘の予定みたいなのはどのくらい、1週間、10日なりを一応試掘をして、その結果によってその後進めていくとか、その後はそれで終わりであれば、その跡地の利用方法なども教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（割田信一君） 後藤肇議員のご質問ですが、試掘調査につきましては、期間的に申し上げますと、1カ所大体3日から5日程度で試掘は終わる見込みだそうでございます。

この間の説明でも申し上げたんですが、専門調査職員をお願いいたしまして、その方に試掘の結果によりまして、今後の内容をどうするか判断していただくわけなんですけれども、まず、本格的な発掘調査が1つ、もう一つが立ち合い工事、それと最後が慎重工事、これの3つに分かれて結果が出ることとなります。

掘ってみなければわからないんですけれども、本格調査になった場合、こちらにつきましては、調査費用は事業者の負担ということになりまして、それを指揮監督する専門職員につきましては、引き続き教育委員会のほうで費用を負担しなければならないということでございます。

両方とも太陽光発電施設の設置ということですので、試掘調査後につきましては、工事を実施する場合は、そういったものに施設として設置されるということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 23ページ、10款教育費、3項の中学校費なんですけれども、一般職人件費（中学校）ですね、792万8,000円ということになっていまして、それから、その下にある中学校運営事業で△249万6,000円、この2つあわせて内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（割田信一君） 中学校費のご質問なんですけれども、今回4月の人事異動につきまして、平成30年度までは臨時職員で対応しておりました。そこに、平成31年4月1日から正職員が配属されました。一般職人件費の792万8,000円につきましては、正規職員の人件費となります。そして、中学校運営事業のマイナス249万6,000円につきましては臨時職員、嘱託職員だったんですけれども、こちらの人件費が不要となったため減額ということになりました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 15ページ、プレミアム付き商品券事業なんですけど、これの対象者はどのくらいの人数を見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

山口議員のご質問なんですけど、3月議会のほうで補正、そして、令和元年度の予算の関係で244万2,000円。そのとき、事業費は6月補正でお世話になるという話をしていました。ただ、その3月時点では、対象者ははっきり言ってわからなかったんですが、29年度の臨時福祉給付金、その条件というのはプレミアムの条件と同じです。

それで、算出をしてみた結果、29年度の臨時福祉給付金の場合については、702の方が村対象で給付をしております。今回の予算につきましては、補正につきましては1,900万の補正をさせていただいております。主に人件費を除いた事業費になります。

その中で、住民税非課税者、大体700人程度を見ております。そして、子育て支援として、3歳未満の方、28年度が8人、29年度が15人、30年度が26人で、ことしの9月までに新生で生まれる方が、10人程度を見込んでいるんですが、計60人ということで、760人程度を見

込んでおります。

ただ、実際、その方が全員購入していただければまだ問題ないんですが、購入されない場合もありますので、順次また9月補正、また12月補正で、また事業費の補正をさせていただく場合がありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 同じく、プレミアム付き商品券事業についての質問なんですけれども、今回の補正の中で、要は委託料のシステム改修50万円を減額して、臨時職員等の賃金というほうに振りかえられているようなんですけれども、これについてはどういう内容か、説明いただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） みらい課長。

○保健みらい課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

林議員のご質問なんですけど、プレミアム商品券の業務委託ということで50万円の減額、繰り越しの関係で51万5,000円を予算計上させていただいて、それも31年度、令和元年度に繰り越して残ります。それがシステム改修費ということで、国のほうから予算が来ております。

令和元年度の当初の予算、システム改修費に100万をとっております。合計で151万5,000円をシステム改修費にあてておったんですが、国のほうの試算がある程度出まして、業者のほうの見積もりをとった結果、100万程度でおさまるという形になりまして、51万5,000円の繰り越し分と、令和元年度の50万円、111万5,000円程度で足りるんじゃないかということで、あとはプレミアムの商品券の申請手続きということで、臨時職員を6カ月程度、臨時で週3程度お願いをするというので、その振り分けということで予算のほうを組み直しております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに。

9番、小林議員。

○9番（小林 進君） 給食センター費、24ページ、会員協議会の席の説明で給食センターの委託という案が出ました。

委託をしてしまうと、一番デメリットとして雇用の問題というものがありましたけれども、これのような、そこで今勤めている人たちはやめてもらうのか、その後、中之条のほうに

交渉をして使ってもらえるのか、その辺はどのような考え方をしているのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（割田信一君） お世話になります。

この間の全員協議会でご説明させていただいたんですけれども、あそこがスタート地点ということで私どもは捉えております。

相手があることですので、中之条町さんと協議をしていく中で、できれば私どもで現在雇用しております職員も雇っていただきたいということは、要望は伝えたいと思っておりますが、向こうの都合もありましょうし、今後実際に委託ができるかどうかはまだはっきりわかっておりません。今後もその他のことも含めまして、詳細な協議をいたしまして、お互いが合意できる内容であれば、委託が可能になろうかと思っておりますので、小林議員のおっしゃることも確かに懸案事項でありますので、できる限り中之条町へは要望はしていきたいと現段階では思っておるところでございます。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 村には雇用するところといたら、やはり行政が一番多いと思っております。ぜひとも、要望を強くしていただけたらと思っております。

実際に、給食センターに勤めている人たちの話を聞いたところ、自分たちはクビなんだねという心配をしているようでございます。そんなものもあり、また雇用が、無職の人が増えるということでは、マイナスで、もし委託が決まるようでしたら、ぜひとも使っていただけるように、お願いをしていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 18ページの農業振興費なんですが、有害鳥獣対策事業の県民参加型特別対策鳥獣被害防止施設整備事業なんですけれども、これ何地区ぐらいで、合計何人ぐらいの人の申請があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（星野茂樹君） お世話になります。

山口議員からの質問で、6款1項3目の県民参加型特別対策鳥獣被害防止施設整備事業ですが、これにつきましては、原地区で1つ、それと関田で1つということで、原地区、関田地区とも3段の電気柵の設置を予定しております。原地区が距離にしまして1,100メートル、関田が600メートルというようなこととなります。

原地区のほうは地権者としますと、はっきりしたことは手元に資料がないんですけれども、十数名ということで、関田のほうはそれよりは若干少ない、10名を下回るものということになります。

事業費的には、原地区が、これ概算なんですけれども110万円ほど、関田が60万円ほどとなっています。合計で170万円ですが、財源的には県が2分の1、85万円、村が4分の1ということで42万5,000円、4分の1が受益者負担ということですね。それで、この歳出のほうで、県と村を合わせて127万5,000円の支出ということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 第2回定例会の一般会計補正予算、10日の全員協議会、また、本日の提案理由の説明で内容説明がございました。

4月1日の人事異動に伴う人件費の補正の項目が非常に多く、その他の項目につきましても、それぞれ必要な経費の計上かと思えます。

ぜひ、有効な活用を図られるようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第5号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に変更はありませんが、高山村介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減による保険料の減収と、減収分を公費で負担するための補正予算となります。

予算書4ページをごらんください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料では、低所得者の保険料軽減により、213万8,000円の減額となります。

7款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金では213万8,000円の増額となります。この低所得者保険料軽減繰入金は、従来と同じく、国が2分の1、県、市町村が4分の1ずつの割合で負担するものとなっております。

以上、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,222万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,596万4,000円にするものでございます。

歳入では、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金が1,222万1,000円の増額となります。

歳出では、1款農業用水事業、1項1目施設管理費、13節委託料において、平成29年度より上越新幹線中山トンネルを管理するJR東日本高崎支社と高山揚水場の廃止に向けて協議を重ねていく中、地下350メートルにある施設並びに設備の取り扱いについて、幾つかの懸案事項が双方より提示されました。

その内容は、字合之沢付近から湧水のバルブ切りかえ、字和田の上付近からの湧水取水管の切り回し、立坑ツボ下からの排水処理に係る施設改修、ポンプ室内の機械設備の処分方法、排水管路及び立坑設備の健全性及び自然湧水の有無についてと多岐にわたるものでございます。

高山揚水場の廃止を考えると、これらの懸案事項を解決しなければ前に進まないとの結論から、専門家に調査を依頼したいと考えたところでございます。

調査を行い、提出される調査報告書に示された改修工事等を全てクリアできたならば、高山揚水場を廃止しても、万全の安全性が確保される新幹線運行に何ら問題と影響はないとのことをお墨付きをJR東日本より得ることを目的とする高山揚水場廃止協議事前調査を行いたく、業務委託料として1,222万1,000円の増額補正を行いたいものでございます。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件の高山揚水場廃止協議事前調査なんですけれども、とにかくこの上越新幹線の中山トンネル内をどうしたらいいかという、かねてからの懸案事項だと思うんですけれども、上越新幹線がかかっていますので、場合によっては人命にかかわる問題にも、万が一のことなんですけれども、発展しかねないとも考えられますので、詳細に調査をした上で今後の方針を決めていただくのがよろしいかと思っておりますので、本件については賛成討論ということでさせていただきます。

では、お願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。
〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,348万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、主に当初予算で権現地区配水池ボーリング工事の予算を可決していただき、工事発注の準備を進めておるところでございますが、本地区は地形が悪く、平坦な場所が少ないため、ボーリングを行う最終候補地を決めるため電気探査を行い、場所を決定するため、電気探査委託料の費用の増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で129万6,000円の増額。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で8,000円の増額となり、総額で130万4,000円の増額となります。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費で4節共済費が8,000円の増額となります。

また、2款水道事業費、1項水道管理費、1目水道管理費で13節委託料で、先ほど申し上げた理由により、権現地区電気探査委託料が129万6,000円の増額となり、総額で130万4,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,106万1,000円とするものでございます。

今回の補正ですが、4月の人事異動に伴う後任職員が8月まで育児休暇を取得していることによる人件費の減額補正です。

歳入では、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で250万9,000円の減額となります。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で2節給料が104万7,000円の減額。3節職員手当等が108万4,000円の減額。4節共済費が38万1,000円の減額。19節負担金補助及び交付金が3,000円の増額となり、総額で250万9,000円の減額となります。

慎重なご審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑を終わりにして、これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎陳情書等について

○議長（林 昌枝君） 日程第12、陳情書等について議題とします。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の審査及び調査等のため、6月13日から6月17日まで5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、6月13日から6月17日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回の本会議は、6月18日火曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会とします。

散会 午後 零時04分

令和元年高山村議会第2回定例会

議事日程(第2号)

令和元年6月18日(火)午前10時開義

- 日程第 1 委員会報告
日程第 2 付託陳情書審査結果報告
日程第 3 議案第 9号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約について
日程第 4 議案第10号 消防ポンプ自動車購入について
日程第 5 一般質問
日程第 6 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
日程第 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい 課長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君

建設課長 飯塚欣也君 地域振興課長 割田真君
教育課長 割田信一君

事務局職員出席者

議会議務局長 後藤好 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和元年高山村議会第2回定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎委員会報告

○議長（林 昌枝君） 日程第1、委員会報告を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） それでは、総務文教常任委員会管内視察研修結果の報告を行います。

総務文教常任委員会では、管内の文教施設等を視察いたしましたので、その結果を報告いたします。

6月12日、第2回定例会初日本会議終了後、林議長、後藤事務局長同行の上、執行側からは山口教育長、割田教育課長、さらに、保健みらい課から林課長、木村参事等の案内や説明を受けながら、幼稚園、中学校、小学校、保育所、教育支援センターの現地視察を行いました。

まず、幼稚園では石坂園長の全体説明を受け、園内の施設や園児の活動を見させていただきました。

園児数では、3歳児23人、4歳児21人、5歳児22人、計66人の園児が3教室に分かれて在園しております。

職員数は、園長1、主任教諭1、担任3、支援員3、安全担当1、合計で9名の職員が心のこもった指導をいただいております、明るく元気に過ごす園児に気も安らぐ感じがいたしました。

3歳児では、保育所の職員が送迎も兼ね、手伝いをしており、一時的には最大5人で対応する充実ぶりはすごいことであろうと思われますし、園児に対して多くの時間手をかけられることはすばらしいことであろうと考えます。

施設面では、3つの空き教室があるわけですが、幼児を連れての親子参観等の際には、幼児の一時的な受け入れ場所として活用するなど、無駄がないように活用されておりました。

また、園児に対する安全対策も各所に見られ、細かい配慮に感心する部分も見られました。

次に、中学校では、3年生が修学旅行中であり、教頭の狩野先生に説明と案内をしていただきました。

生徒数では、1年生が33人、2年生が24人、3年生が34人、特別支援が2人の計93人の生徒が勉強に取り組んでいます。

空き教室が3教室となるわけですが、実際には手厚い教育指導が行われている中で、全て有効に活用されている状況で、施設面での過不足はないように思われました。

特筆すべき事項として、ことしから始まった通級指導教室、つまり、普通教室から一時的に別の教室へ通って勉強する形の取り組みですけれども、前年度まで中之条まで通っていたものが校内で対応できることとなり、この教室を活用することでの学力アップ等には、非常に大きな効果が期待できるとの説明があり、最近の教育現場の充実には関心させられるものがありました。

さらに、IT教育への取り組みも考えられないくらい進んでおり、勉強も高度化していることに感心する部分がありました。

中学校における村費職員としては、現在3名が在職をしております。

次に、小学校ですが、武井浩美校長の説明を受け、校内の案内をいただきました。学校長からの第一声で、サポートも充実しており、学校教育に対する手厚い対応に関しては、高山村には感謝するとの言葉が聞かれました。

児童数では、1年生が28人、2年生が26人、3年生が19人、4年生が28人、5年生が29人、6年生が24人、計154人が学んでいます。この児童数の中には6人のサポート対象の児童がいます。

全学年が1クラスであることから、空き教室が6教室生じる計算になるわけですが、手厚い教育のために何らかに有効活用されています。

小学校でも、今年度から始まった通級指導教室が設置されておりますが、保護者の同意を得るなど、所定の手続によって、週1時間程度の1対1での集中した指導の中で、児童も楽

しみにしているとのことであり、通級指導教室が余りにも充実していることから、一般の児童もこの教室に入りたがるというようなことがありまして、唯一この教室だけは施設せざるを得ないとのことでした。

小学校における村費職員は5人が在籍しております。

次に、保育所の昼寝時間等を考慮して、時間を見計らい保育所を訪れました。

まず、保育所の入所人数ですが、ゼロ歳児7人、1歳児9人、2歳児6人で、計22人となります。

次いで、幼稚園の一時預かり人数が合計で53人、小学校の学童保育人数が55人で、合計130人余りの幼児児童が関与しております。

その中で、ピーク時の利用者は100人を超える状況にあるとのことで、最終の預かりは午後6時過ぎまでであるとのことでした。

夜間保育はまだ難しいかもしれませんが、ニーズはあると思われれます。村としても今後の課題の一つではないでしょうか。

利用者の世帯数では61世帯あり、基本となる共働き世帯が60世帯となっており、働く世代の支援に大きく貢献しているものと考えられます。

また、平成30年4月から開設している子育て支援センターの利用も予想以上に多くあり、平成30年度実績で延べ人数で803人、延べ組数では379組という結果が出ており、子育て世代の共通した悩みの相談や、解消に役立っていると思われれます。

保育所に関係する従業者数は、職員が2人、嘱託職員7人、計9人と数人の臨時職員で当たっています。

現場で対応している職員の方々には大変な仕事であると思いますが、その恩恵を受ける保護者の方々に、なお一層のサービス提供をお願いしつつ、私どもからも感謝の気持ちを申し上げたいと思います。

最後に、教育委員会として追加してみたいということで、教育支援センター「つぼみ」を視察しました。

これは、不登校の児童・生徒が利用できるものとなります。

設置は村としての施設であり、当初の整備は使われていない機材等を搬入して行われ、特段運営費も要しないというものでした。

現在、小・中学校で各1人ずつ計2人が利用していますが、家庭と学校の中間的位置づけがされており、学校へは行けないがここなら来られるという環境にあり、利用している児

童・生徒の状況改善に期待が持てるとしています。

ここへ来ることにより、学校への出席扱いができることも大きなメリットであるとの説明を受けました。

幼稚園を含めた教育においては、細部にわたってフルカバーできている状況にあり、本当に他に誇れるすばらしい環境が整い、視察参加者全員が感心させられました。

また、幼稚園及び小・中学校の全施設において、共通して聞かれたのが、本年度事業として設置が進められている冷暖房施設にあっては、現場からの声として大変ありがたいことだという話が聞かれ、その投資効果を認めるものであります。

本年度当初予算の計上額では、小学校費4,422万4,000円、中学校費2,953万円、幼稚園費4,628万4,000円、給食センター費5,253万5,000円、保育所管理費4,528万2,000円、児童館管理費548万2,000円であり、単純積算で経費として総額2億2,333万7,000円を投じることとなります。

高山村の幼児、園児、児童・生徒が学ぶ各施設の充実は、他市町村にも誇れるものであると認識するとともに、従業者の皆さんの働く環境もまずまず整っているのではないかなと思われまます。

幼保連携もうまく機能しているように見えます。

高山村の宝を育てる仕事に従事されている関係職員の方々に敬意を表しますとともに、なお一層村民の期待に応える取り組みをいただくことをお願いしつつ、総務文教常任委員会の管内文教施設等の視察結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） 次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

佐藤委員長。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） それでは、農林建設常任委員会管内視察の研修報告をさせていただきます。

農林建設常任委員会では、去る6月13日に、村内委員会所管施設の視察を行いましたので報告いたします。

1カ所目は、橋梁長寿命化事業で完成した殿田橋と、これから詳細設計に入る菅田橋でした。建設課長より説明を受け、殿田橋は平成29年度事業で修繕された橋で、主桁横桁塗りかえ塗装を初め、その他7工程以上の修繕が行われ完成したそうです。また、菅田橋では、今年度に詳細設計を行うそうですが、橋の西側欄干下は数十メートルと高低差があり、通常の

設計調査ができず、足場を組まなければならないとのことで、今回の6月議会で補正されたわけがわかりました。

また、橋は住民の生活に欠かせないものですから、これからも対象橋の長寿命化工事がお遅くなればなるほど修繕費がかかるので、早目に行うのが望ましいと思いました。

2カ所目は、宅地造成事業適地として五領地内の場所を視察しました。

視察したところは、造成費も安価で上がりそうで、アクセスや周辺の環境もよく、地権者の承諾も得られそうだと話を聞きました。

村としても、今後の宅地造成地として早目に検討されたらよいのではないかと思いました。

3カ所目は、新田の広町地区水田の用排水路を耕作者の案内で見させていただきました。高山村の土地改良事業の始まりの地であり、大分年数が経過しているため、排水路の老朽化やのり面の崩壊等が目立ち、部分修繕では難しいと思われるところも見受けられました。

4カ所目は、体験交流館を視察し、地域振興課長に説明を受けました。

この施設は、県立天文台の研究員の宿泊施設として建てられたもので、その後、村に寄贈された施設であることを聞きました。村としては農業体験等に使われていますが、料金を取っての宿泊施設利用をするには管理者が必要だったり問題もあり、利活用がなかなか進まないとのことでした。

まだきれいだしもったいないので、今後、賃貸物件としての検討をしてもよいのではないかとの意見も出されました。今後、維持管理も含め、利活用についてさらなる検討が必要だと思いました。

5カ所目は、観光交流館建設予定地を視察しました。

この施設は、村内外の情報交換・交流・体験の場等、さまざまな役割を持った施設と聞いておりますが、場所的には問題がないのではと思います。

委員会としては、宿泊施設等も備えていただきたいことや、議会の意見も取り入れてもらいたいという意見も出ていました。

今回の視察を、今後の委員会活動に生かし、よりよい村づくりに一層の努力をしていきたいと思えます。

以上で、農林建設常任委員会の管内視察研修報告書といたします。

○議長（林 昌枝君） 以上で、委員会報告は終わります。

◎付託陳情書審査結果報告

○議長（林 昌枝君） 日程第2、付託陳情書審査結果報告を議題とします。

総務文教常任委員会へ審査を付託した陳情第1号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情について、審査結果の報告を求めます。

林総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） 総務文教常任委員会では、第2回定例会初日に審査を付託された陳情書1件について、6月12日本会議終了後議員控室において、委員全員出席の中で審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

今回の案件は、家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情であり、提出者は、吾妻郡中之条町大字蟻川に所在する、吾妻民主商工会婦人部代表者、平形典子氏であります。

陳情の内容は、自営商工業や農業の家族従業者として経営に携わりながら、家事、育児、介護等大きく貢献しているにもかかわらず、家族従業者の働き分である賃金は、所得税法第56条の規定により、必要経費に算入しないとされており、事業主所得からの所得控除として配偶者が86万円、その他家族は50万円が上限であり、社会的にも経済的にも全く自立できていない状況であり、後継者不足にも拍車をかけているとしています。

勤め先の事業所から得る賃金は、その全額が事業主の必要経費となりますが、家族従業者は、控除額に上限があるということで不平等であるとし、日本だけが世界の進歩から取り残されているとしています。

所得税法は、昭和40年に制定されたものであり、現在にあつては時代背景にそぐわない部分も見られるのではないかとする意見もある中で、陳情の内容は理解するが、必要経費の記帳、控除額に対する考え方等において、今回の陳情書にある問題点に関しては、複数の法体系上、もっと研究すべき点もあるのではないかとこのような観点から、慎重に審査した結果、総務文教常任委員会としては全会一致で趣旨採択とすることに決定をいたしました。

以上申し上げ、付託陳情書審査結果報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第1号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情は、委員長の報告どおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第9号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

現社会において、テレビは必需品であり、人々の生活の中でなくてはならないものになっていることから、高山村はテレビの難視聴地域で約1,100世帯、高山村の約9割の世帯がテレビ共同受信組合に加入しております。

テレビ共同受信組合は、公共も含めると6組合あり、NHK共聴は昭和46年から順次運用を始め、旧東電共聴は平成5年から順次運用を始めております。

施設の老朽化による、各家庭の負担増と、施設維持管理のための組合運営が役員の負担となり、今後の運営が懸念されることから、平成30年1月に村長宛てにテレビの受信対策について各組合長より要望書が提出され、平成30年度に調査設計を行ってまいりました。

方式としては、現在のケーブルによる共聴施設から、無線による共聴システムを構築し、受信点1カ所、センター設備1カ所、再送信設備を22カ所に設置するものでございます。

今回の議決をお願いする請負契約は、契約の相手先として株式会社NHKテクノロジーズで、契約方法は随意契約となります。契約金は税込みで2億900万円となります。

NHKテクノロジーズは、無線共聴システムの構築において日本各地で実績があり、NHK共聴の全ての管理を行っている事業者で、高山村の状況もよく把握しております。また、無線共聴システム設計から施工、保守管理まで一貫して行える事業者は、株式会社NHKテクノロジーズしかなく、今回随意契約をお願いするものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条の第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件の工事につきましての年間の維持管理費なんですが、概算でよろしいかと思うんですけども、どのぐらいの金額になるか教えていただけますか。

○議長（林 昌枝君） 割田課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 山口議員のご質問ですが、この整備が終わった際の維持管理費ということでよろしいでしょうか。

○6番（山口英司君） はい。

○地域振興課長（割田 眞君） 今の見込みでは、大体1,000万という金額で見込んでいます。実際、これより安くなるだろうという話がありますけれど、マックスで1,000万ということで見込んでおります。ただ、この1,000万については、前にご説明したとおり特別交付税で2分の1は手当てされるということは確認を得ておりますので、改めてご報告申し上げます。お願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 本議案のテレビの無線共聴システム工事の請負契約でございますけれども、現在の共聴アンテナは耐用年数を超過しておると。この方式には、ギャップフィルター小出力再送信装置で対応するか、あるいは既存ケーブルの改修、光ケーブル化で対応する方法があるそうでございますけれども、それぞれメリット、デメリットがあるようでございます。

この今回の請負契約の内容については、ギャップフィルター方式ということでございますけれども、受益戸数がおおむね1,100戸、事業費が消費税を含めて2億900万円。1戸当たりの金額といたしますと、ちょうど19万円になるわけでございますけれども、非常に高額な投資でございますけれども、この財源については農業用水基金からの振替運用で金利は0.01%、2年据え置き8年返済であるということでございます。先ほど割田課長のほうから話がありましたけれども、維持費についても2分の1を特別交付税で措置をするということでございます。

これで村で設置をしていただきまして、各家庭においては費用負担も工事については発生をしないということで、テレビは欠かせないものでございますので、本請負契約については賛成するものであり、私の賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第10号 消防ポンプ自動車購入についてを議題としま

す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 消防ポンプ自動車購入について提案理由の説明を申し上げます。

今回更新をお願いする消防車両につきましては、現在第3分団戸室地区に配置されている消防ポンプ自動車の更新となります。現在の車両は、平成5年に購入してから25年が経過しており、老朽化による不測の故障などが起こらないよう、機能性を考慮した消防ポンプ自動車を導入し、より一層の消防力の強化を図るため、更新をお願いするものでございます。

購入の方法は、消防自動車を扱っている村外の4社、温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所、株式会社モリタ東京営業部及びジーエムいちはら工業株式会社の指名競争入札によるものでございます。

入札の結果、東京都港区芝5丁目36番7号、株式会社モリタ東京営業部が税込み2,937万円で落札をいたしました。なお、落札率は98.5%となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重なご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林昌枝君） これから質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件購入の消火自動車は、改正後の普通免許で対応できる消防車でしょうか。たしか区分けは3.5トンでしたか、それで区分けがされていると思うんですけども、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

○議長（林昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 山口議員のご質問でございますが、今回の購入の消防車につきましては、5トン未満ということでございます。

新旧ともに準中型5トン限定以上の免許が必要となります。現在第3分団に運行できないものはありません。来年度以降、必要に応じ免許取得補助金制度を活用するものと考えております。

以上です。

○6番（山口英司君） ありがとうございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） ポンプですから、これ初期消火とか随時こういう出動していくタイプになるかと思うんですけれど、役場に今1台初期消火専用のタンク、何百リットルですかね、備えた消防ポンプがございます。そのほか、あと各分団にはこういった初期消火に対応できるような機能を備えた車を配備というんですかね、役場自体が初期の活動で一番早く敏速に出動できるかなとは思うんですけれども、もう1台ぐらいあってもいいかなという、初期消火のポンプがというように考えるんですけれども、その辺の内容説明等、その辺どう考えられているか、ご説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 後藤議員のご質問でございますけれども、初期消火ということで、ご質問でございますが、役場の消防ポンプ自動車につきましては、議員おっしゃるとおり、平日におきましては役場の職員が従事してございますので、有事の際にはいち早く現場へ駆けつけて、議員おっしゃる初期消火といいますか、泡が出る給水車両、200リットルですか……

〔「200じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（平形郁雄君） すみません。はっきりした数字が申しわけないんですけれど……

〔「400」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（平形郁雄君） 400リットルの貯水量を有してございますけれども、これは現実的に山火事のと看などはいち早く行ってかなりの能力を發揮したということで、評判もいいところでございます。

議員おっしゃる、もう1台ぐらいはそういった車両が必要じゃないかということでございますけれども、この点につきましては、村長にご指導いただきながら、今後検討していきたいと存じております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番、野上議員。

○5番（野上富士夫君） 今回の消防自動車の更新は戸室の完成車ということでございますけれども、更新をしてから既に25年が経過をしたと。以前は更新時期は15年でやっておりますけれども、その後、各町村あるいは吾妻広域等も同じことが言えるんでしょうけれども、20年に延長したと。それを今回の消防自動車はさらに5年を延長して25年使用してきたということで、これが限度かなという気がいたします。

財源については、全額起債ということでございますけれども、元利償還金の70%が交付税算入ということでございます。

それと、消防団員の方につきましては、村民の生命、財産を守るという使命感をもって活動しておるわけでございます。しかしながら、団員の確保が非常に困難であるというのは全国的な傾向のようでございます。これからも消防組織の充実強化を図る必要があるわけでございますけれども、それには団員の待遇改善、あるいは消防自動車及び装備品の更新も必要ではないかと思えます。

それと、今後につきましては、梅沢地区については、消防団員の不足により、火災が発生しても出動ができないような事態にあつて、消防車をなくしたと。また、五領地区の消防車については、細い路地にも入っていけるように軽自動車での消防車に更新したと。こういった定数の問題、あるいは消防車の台数も今後はさらに見直す必要があるのではないかと思います。

そういったものを総体的に検討していただきまして、今後とも安全・安心の村づくりに尽力したいと要望し、私はこの購入につきまして賛成をし、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 本件、消防車購入につきまして、消防団員にとっては最新式の消防自動車が導入されるということで、使い勝手も非常によくなると考えられます。

また、多様化する火災現場、災害現場において消火救助活動に素早く対応できるというふうに考えられますので、購入には賛成をしたいと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 消防ポンプ自動車購入についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 消防ポンプ自動車購入については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

11時から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、6番、山口議員の発言を許可します。

山口議員。

[6番 山口英司君登壇]

○6番（山口英司君） 最初に、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

Aコープ高山店の撤退に伴う買い物弱者対策について質問いたします。

高齢化が進む農山村部において、スーパーマーケット機能を担ってきたAコープなどが、需要の低迷から撤退を余儀なくされ、それに伴い、食料品等の買い物をすることが困難にな

った買い物弱者が全国的にふえています。

Aコープ高山店の撤退が間近に迫っていますが、村内での買い物が一層不便になると同時に、多くの買い物弱者の発生につながることも懸念されます。

安心できる地域づくりのためにも、買い物弱者を支援する取り組みを早急に検討し、実施すべきと考えます。後藤村長の所見を伺いたいと思います

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、山口議員からAコープ高山店撤退に伴う買い物弱者対策について一般質問がありましたので、今後の村の対応についてお答えいたします。

議員各位もご承知のことと存じますが、JAあがつまにおいて、赤字経営であるAコープの各支店撤退のあおりを受け、高山支店も赤字経営が数年間続いたことにより、9月末をもって、JAあがつまが店舗経営から撤退することとなります。

村の高齢者の状況ですけれども、一人暮らしの70歳以上の高齢者世帯は、平成30年度において116世帯となります。今後も年々高齢者世帯の割合も上がり、買い物弱者も増加していくことが考えられます。家族による移動手段が確保できる高齢者世帯についても厳しい状況の中で、移動手段も自家用車、路線バスと限られ、高齢者の事故等の増加もあり、買い物弱者の支援についての施策は急務と考えております。

村においても、早期に買い物弱者についての対応策として、2段階に早期的な対応策として、Aコープ高山支店の既存店舗を利用したコンビニ等の誘致により、買い物弱者の支援を進めたいと考えております。

また、買い物弱者の移動支援として、福祉バスの有効活用を考え、運行路線の見直しによる近隣町村の大型スーパーへの無料買い物支援バスの運行を、各行政区ごとに週1回程度実施することを、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

今後の対応策として、道の駅の農産物直売所と併設して、令和3年度を目標に完成をもくろんでおるところでございます。生活日用雑貨品、生鮮食料品等を販売する店舗を併設もしくは小売店の誘致を進めていきたいと考えており、あわせて道の駅での小売店舗による移動販売車の設営、マルシェの設営等も進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 後藤村長からただいま答弁の中で、移動販売車等も考えているということでありましたが、現状お2人の方が業務として移動販売車を行っているということです。

それで、そのお2人の方が、2人とも水曜と土曜日ですかに買い物に行けない高齢者世帯を回っているというふうに聞いております。

しかし、過去から使っていただいているお客さんだということで、年々高齢化が進んでいる。そうすると、やはり、そういった使っていただいていたお客さんも大分減っているようです。そういう観点からも考えまして、そういった人たちにも何か手を差し伸べることも必要かなというふうに感じます。

また、もう1点なんですけれども、消費増税に関連しまして、プレミアム商品券のことなんですけれども、こういったことも、Aコープがなくなるということは、また、商品券の該当する世帯が、また商品券を使う場所もまた少なくなってしまう。そういったところで、その辺にも影響が出てくるかなというふうにも考えられますので、その点もあわせて取り組みを考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 現在、2店舗の人がこの移動販売車を動かしているということでございます。ですから、この2人の業者に買い物弱者の情報を提供することも必要かと思っております。そういった情報提供もしていきたいと思っております。

○6番（山口英司君） ありがとうございました。

◇ 野 上 富 士 夫 君

○議長（林 昌枝君） 次に、5番、野上富士夫議員の発言を許可します。

野上議員。

〔5番 野上富士夫君登壇〕

○5番（野上富士夫君） 議長より許可をいただきましたので、私は、新元号令和と村制施行130周年を祝う記念事業について、村長に質問をさせていただきます。

後藤村長におかれては、平成26年に就任以来、「笑顔で輝く高山村」をキャッチフレーズに高山村の発展と村民の幸福のために、為政者として昼夜を問わず、村政執行にご尽力を賜り、敬意を表する次第でございます。

さて、平成に代わる新元号令和が5月1日に施行されました。激動の昭和、平成を経て迎

えた新たな令和の時代が平穏で希望に満ちた平和な時代となりますよう、願うものでございます。

新元号への移行に合わせ、県内外でさまざまなイベントが行われるものと思われま。また、本年は、市町村制の施行により、明治22年4月1日に高山村が誕生して以来、村制施行130周年という記念すべき節目の年でもあります。平成元年の村制施行100周年のときには、さまざまな記念事業を実施いたしました。今回の130周年の記念事業については、諸般の事情により、実施できることは限られるものと思われま。

そこで、提案でございますが、毎年8月14日に開催されますふるさと祭りはことしで39回目となり、本村における夏の一大イベントとして定着し、村民はもとよりお盆の帰省客や、近隣町村の方も大変楽しみにしております。このふるさと祭りを新元号と村制施行130周年を祝う記念事業と位置づけ、内容の充実を図り、交流人口をふやすとともに、多くの方々に楽しんでいただけたらと思いま。

なお、補正予算を組む必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がない場合は、専決処分での対応も可能かと思いま。

村長の所見をお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めま。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま野上議員から一般質問を受けました。

それは、村制施行130周年記念事業についてでございます。

高山村は、明治22年に誕生して130周年、節目となる令和元年と記念の年となります。ちょうど100周年のときも、平成元年と節目の年となり、多くの記念事業を行ってまいりました。

村として、今年度は記念事業として、昭和47年に編さんされて以来、手を加えてこなかった村誌の編さんを始めるとともに、大きなイベントや事業に130周年記念事業の冠をつけていきたいと考えております。

その中の、高山村の一大イベントである、高山村ふるさと祭りは、ことしで39回目を迎えます。村民はもちろんのこと、ふるさとに帰ってこられた方々、村外からのお客様等、多くの関係の方々に喜ばれております。

特に夏の夜空を彩る高山村の花火はきれいで、時間的にもちょうどよいと多くのファンがいらっしやいま。

村としても、年に一度のこのイベントを大いに盛り上げたいと考えております。

ことしは記念事業として130周年の冠をつけることに、内容としては、芸能人のランクを例年より上げる。花火については打ち上げ場所の都合もあり、5号玉より大きな玉を上げることはできませんけれども、プログラムをふやす等、検討していきたいと考えております。

現在、村制施行130周年記念事業として、花火の協賛金のお願いをしているところでございますが、内容の充実を図っていききたいと考えております。協賛金の状況によっては、補正予算を組んで対応していきたいとも考えておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 野上議員、5番。

○5番（野上富士夫君） 後藤村長においては、前向きな答弁、大変ありがとうございます。

ぜひ、ことしのふるさと祭りは新元号令和を祝う、また、村政施行130周年の記念事業にふさわしい内容となりますよう、ご努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 今回このような一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、異常気象に対する村の災害対策をお伺いいたします。

平成から令和と年号が変わりましたが、自然界の流れは変わらず、異常気象が続いています。50年に一度、100年に一度の災害が毎年のように起き、昨年、台風7号及び梅雨前線の影響による集中豪雨、西日本を中心に北海道や中部地方を含む全国的な広い範囲に災害をもたらし、西日本豪雨となり河川の氾濫や土砂災害により、100名以上の犠牲者が出たのが記憶に新しく、また、地震や津波、火山の噴火と、いつ起こるか予想できない災害の多い平成の30年でした。

6月に高山村防災ハザードマップが配布されました。村内にも河川の氾濫、洪水、土砂災害警戒区域が多数見受けられますが、想定外の災害を予測した高山村としての防災対策と計

画をお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまの1番、後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

異常気象により起こる災害は想像をはるかに超える被害を各地にもたらしております。近年においては、毎年大きな被害が発生しており、関東では平成27年9月に発生した茨城県常総市の鬼怒川と小貝川に挟まれた広範囲が水没し、甚大な被害をもたらしました。また、記憶に新しい昨年の7月に発生した西日本豪雨による大被害は、平成最悪の犠牲者が出てしまい、15府県の被災地では、土砂災害や浸水などにより225人というとうとい命が失われ、衝撃的な災害となりました。

本村においては、幸いにも今のところ大きな災害もなく、推移しておるところでございますが、いついかなる形で発生するのか予測できない災害に対し、危険感をもって日々の行政執行を努めなければなりません。村民の生命、身体、財産を守ることが我々に課せられた使命であり、それには、議会を初めとする関係機関、団体及び住民皆様との連携が欠かせません。安心・安全な村づくりのため、今後とも一層のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、議員ご質問の異常気象による災害の防災対策についてでございますが、まず、職員体制につきまして、昨年11月の人事異動により1名の防災担当職員を配置し、防災対策の対応に当たっております。

過日、上毛新聞の記事に掲載されました、防災ハザードマップに関しては、各行政区長さんのご協力により、過去の災害や、災害が予想される場所等の聞き取り、現場への確認などを行いながら作成したものでございます。今後におきましては、これを配布、公表だけで終わることなく、住民向けの防災・避難訓練等をハザードマップを活用しながら実施し、災害に対する意識を高めていきたいと考えております。

次に、集中豪雨による村の洪水、土砂災害対策についてでございますが、現在、気象庁による観測や予測の精度は非常に高いものとなっております。村の対応は、その情報や助言による対策を講じているところでございますが、局地的な豪雨に対して、より身近な地域の河川の水位や雨量、その見通しについての情報収集ができる方法や地域の実情に合った避難の方法など、ハード面、ソフト面において抜本的な対策を検討したいと考えております。

まず、ソフト面で考えますと、先ほど説明のハザードマップを活用し、初期の避難場所や経路等を各行政区ごとに検討していただき、天候が悪化する前の段階から自主避難できるようなシステムづくりが考えられます。

次に、ハード面では、現在計画をしておりますが、観光交流館の一部に防災備蓄倉庫及び自家発電施設を整備し、有事に備えていきたいと考えております。また、局地豪雨による河川の氾濫や、土砂災害に大きく起因する降水量を見える化し、リアルタイムで住民自身の降水量をインターネットを通して閲覧できる雨量観測システムの整備を考えております。

何といたしまして、いつ発生するかわからない災害に対しての備えを強力に推進するとともに、災害が発生する前の行動が極めて重要なことと考えております。自助、共助につきましては、認識を深めていく施策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、河川の決壊危険箇所の対策でございますが、河川につきましては、高山村を流れている一級河川は5つございます。名久田川、古寺川、梅沢川、役原川、赤狩川となります。

一級河川は、国土交通大臣が指定した河川となり、群馬県が管理するものとなります。また、その他の河川につきましては、普通河川となり、河川法上の河川ではありませんが、高山村を流れている普通河川のほとんどは国土交通大臣が指定する砂防指定地となっていることから、管理については群馬県で管理がされております。

河川の危険箇所については、群馬県管理下のもと、重要水防箇所の点検が地元の意見を聞きながら実施されており、令和元年度では、名久田川の2カ所について護岸工事の基礎調査が行われます。1カ所が判形地内の名久田川と役原川の合流付近となり、もう1カ所は関田地内で、公民館付近となります。また、砂防指定地の溪流保全工事を判形地内の田尻先の辰巳沢川の一部について実施する予定となっております。

次に、土砂災害危険区域の地域の対策でございますが、急傾斜、土石流、地滑りの土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにつきましては、群馬県の指定により、ハザードマップに色分けされて示されておりますが、これらにつきましては、群馬県県土整備部の基本方針のもと、県内全域で基礎調査により重要危険箇所を決定し、土砂災害による被害を軽減させる砂防堰堤、がけ崩れ防止施設等の整備及び堆積土除去が推進されているところでございます。

また、近年における本村での災害防止対策では、判形地内、向井判形の国道南側での土石流対策、砂防堰堤工事が実施されたほか、戸室地内での地すべり対策工事が実施されております。

以上申し上げ、後藤明宏議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（林 昌枝君） 1 番、後藤明宏議員。

○1 番（後藤明宏君） 細かい答弁をありがとうございました。

現在でも、昭和初期に積み上げられた河川の石垣があるんですけども、そちらのほうが大分えぐられているところとか、崩れているところがありますので、そういうところをなるべく、土木のほうとの相談が必要だと思いますけれども、その辺を協力してやっていただければと思います。

ソフト面に関しては、すごくきめ細かなことがされるような話でしたので、ぜひよろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第 6、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について議題とします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第 7、議員派遣について議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおりに派遣することに決定

しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期7日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして令和元年高山村議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分